

第六十五回国会
来議院
地方行政委員会
議録
第七号

昭和四十六年二月二十五日(木曜日)

午前十時十分開議

出席委員

委員長 菅 太郎君

理事 小澤 太郎君 理事 大西 正男君

理事 堀川正十郎君 理事 砂田 重民君

理事 古屋 亨君 理事 小濱 新次君

理事 吉田 之久君 理事 幸昌君

理事 龜山 孝一君 理事 中村 弘海君

理事 高島 修君 理事 野呂 恭一君

理事 永山 忠則君 理事 綿貫 民輔君

理事 豊 永光君 理事 華山 親義君

理事 中井徳次郎君 理事 桑名 義治君

理事 山本弥之助君 理事 林 百郎君

理事 和田 一郎君 理事 秋田 大助君

出席國務大臣 自治大臣 秋田 大助君

出席政府委員 自治省税務局長 鎌田 要人君

委員外の出席者 地方行政委員会 日原 正雄君

調査室長

委員の異動

二月二十四日

華山 親義君 補欠選任 山本 幸一君

桑名 義治君 矢野 純也君

同日 補欠選任 華山 親義君

山本 幸一君 桑名 義治君

同日 補欠選任 矢野 純也君

同日 補欠選任 華山 親義君

同日 補欠選任 桑名 義治君

同日 補欠選任 矢野 純也君

同日 補欠選任 華山 親義君

同日 補欠選任 桑名 義治君

同日 補欠選任 矢野 純也君

同日 補欠選任 華山 親義君

同日 補欠選任 桑名 義治君

同日 補欠選任 矢野 純也君

同日 補欠選任 華山 親義君

同日 補欠選任 桑名 義治君

同日 補欠選任 矢野 純也君

同日 補欠選任 華山 親義君

同日 補欠選任 桑名 義治君

同日 補欠選任 華山 親義君

同日 補欠選任 桑名 義治君

同日 補欠選任 矢野 純也君

同日 補欠選任 華山 親義君

同日 補欠選任 桑名 義治君

同日 補欠選任 矢野 純也君

同日 補欠選任 華山 親義君

同日 補欠選任 桑名 義治君

同日 補欠選任 矢野 純也君

同日 補欠選任 華山 親義君

同日 補欠選任 桑名 義治君

同日 補欠選任 矢野 純也君

同日 補欠選任 華山 親義君

同日 補欠選任 桑名 義治君

同日 補欠選任 矢野 純也君

同日 補欠選任 華山 親義君

同日 補欠選任 桑名 義治君

同日 補欠選任 矢野 純也君

同日 補欠選任 華山 親義君

同日 補欠選任 桑名 義治君

同日 補欠選任 矢野 純也君

同日 補欠選任 華山 親義君

同日 補欠選任 桑名 義治君

同日 補欠選任 矢野 純也君

同日 補欠選任 華山 親義君

同日 補欠選任 桑名 義治君

同日 補欠選任 矢野 純也君

同日 補欠選任 華山 親義君

同日 補欠選任 桑名 義治君

同日 補欠選任 矢野 純也君

同日 補欠選任 華山 親義君

同日 補欠選任 桑名 義治君

同日 補欠選任 矢野 純也君

同日 補欠選任 華山 親義君

同日 補欠選任 桑名 義治君

同日 補欠選任 矢野 純也君

同日 補欠選任 華山 親義君

同日 補欠選任 桑名 義治君

同日 補欠選任 矢野 純也君

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

参考人出席要求に関する件

地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出第

四一号)

地方税法の一部を改正する法律案(華山親義君

外五名提出、衆法第四号)

○委員長 これより会議を開きます。

内閣提出にかかる地方税法の一部を改正する法

律案及び華山親義君外五名提出にかかる地方税法

の一部を改正する法律案の両案を一括議題とし、

質疑を行ないます。

質疑の申し出がありますので、順次これを許し

ます。山本弥之助君。

○山本(弥之助) 十九日の本会議におきまして、

地方税法の一部を改正する法律案につきまして山

口議員から地方税に関する部分についての質問に

対しましての大臣の御答弁があったわけですが、

対しましての大臣の御答弁があったわけですが、

対しましての大臣の御答弁があったわけですが、

対しましての大臣の御答弁があったわけですが、

対しましての大臣の御答弁があったわけですが、

対しましての大臣の御答弁があったわけですが、

対しましての大臣の御答弁があったわけですが、

対しましての大臣の御答弁があったわけですが、

対しましての大臣の御答弁があったわけですが、

対しましての大臣の御答弁があったわけですが、

対しましての大臣の御答弁があったわけですが、

対しましての大臣の御答弁があったわけですが、

対しましての大臣の御答弁があったわけですが、

対しましての大臣の御答弁があったわけですが、

対しましての大臣の御答弁があったわけですが、

対しましての大臣の御答弁があったわけですが、

対しましての大臣の御答弁があったわけですが、

対しましての大臣の御答弁があったわけですが、

対しましての大臣の御答弁があったわけですが、

対しましての大臣の御答弁があったわけですが、

対しましての大臣の御答弁があったわけですが、

はない、ただ地方公共団体相互間、府県と市町村

間においてはこれは自治大臣とも相談して十分検

討すべき問題であるというふうな御答弁があった

のであります。従来の国庫補助金の問題あるいは

交付税の取り扱いの問題につきましては、大蔵、

自治両省の折衝の過程におきまして、私どもは大

蔵大臣からいろいろ地方行政につきましてあるい

は地方自治体について十分な理解を持っておると

いう言明があったわけですが、やはり国庫の立

場においてこれを処理しようという姿勢であったこ

とはいえないわけでありまして、税源の配分に

つきまして、国との関係は全然考慮の余地がな

いというふうな御答弁があることも予想してお

たわけでありまして、自治省としては、これらの問

題に関連いたしまして、今後地方自治体が内政の

年として重要な使命を果たさなければならぬとい

うことで、公害問題をはじめいたしまして、

あるいは国民生活本位の内政を推進していきま

す上において、地方自治体の果たす役割りにかん

がみ、財源という問題についても非常に御配慮に

なっております。長期財政のビジョンというよう

な問題も早くから想定されまして、そうしてこれら

の内政を推進していきます上に、地方の一般財源と

しての地方税の問題あるいは交付税の問題あるい

は地方債の問題等につきまして、今後十分国の

配慮がなければならぬというようことを大臣も

言明し、また自治大臣としても推進をしてこれ

でおるわけでありまして、

私は、やはり今後の税制の問題を考える際に、

国税の問題ばかりでなくて、国と地方との税の配

分問題につきましても十分お考えになっておられ

る、かように考えるわけでありまして、本会議に

おきましてこの点の御答弁をいただいております

ので、これは昨年も御質問申し上げた問題では

ありますけれども、大臣のお考えをお聞かせ願

いたいと思っております。

第一類第二号 地方行政委員会議録第七号 昭和四十六年二月二十五日

○秋田国務大臣 最近におきます社会、経済のいろいろ激しい変化、また政治、行政上内政の充実が叫ばれており、かつその中におきましても地方自治体の活動すべき分野がだんだんと拡張されつつある傾向がございます。公害問題とかあるいは交通の問題等、もちろん国が補助負担の程度を厚くいたしまして、地方公共団体の権限委譲に基づきいろいろの事務量の増大に対処して措置すべきものがあると同時に、地方公共団体の自主的な財源を強化いたしまして、これら時勢の要望に必ず必要があると思っております。すなわち、事務配分量の練り直し、これに基づく税源、財源処置の見直し等、不断に時勢におくれぬように工夫をなし、改善を加えていく必要があると思うのでございます。

この点にかんがみまして、交付税の制度、ことにこれが特別会計に三税三三%を直入する問題、かねて固有の地方の団体の財源というものを確立いたしまして、これが自主性発揮の見地に立つて、いろいろ税制のあるいは財政の運用をはかるべきこと、これらについて考えておるところであります。一般的に国と地方との事務配分の改善に伴いまして地方財政、地方の自主財源を強化しなければならぬと考えております。

また、地方税制の内部におきまして、府県、市町村の関係におきましては、市町村財源の充実強化を一般的にはかつていかなければならない。この点につきましては、四十三年、四十四、四十五、四十六年と逐年市町村税源の強化充実を具体的に示してまいりましたところでございます。

なお、国税と地方税との関係におきまして、例の住民税付加税論というような議論がいま個人的段階においていろいろ云々されておりますが、これに對しましては、御承知のとおり、自治省といましては、地方自治確立の見地から、独立税制度の確立という見地から、付加税的な取り扱いをされることはおもしろくないと考えておりますので、これらの点につきましては、必要に応じて大蔵省とさらにいろいろ検討をいたしまして、地

方自治確立の精神にふさわしい地方税制の確立を期しているところでございます。

○山本(弥)委員 六十三国会の地方税法の一部改正の際にもこの点は申し上げたのでありますけれども、地方と国との財源の配分の前提として、行政事務の配分ということが従来から地方制度調査会その他各調査会からいわれておるわけでありまして、当然そういうことでなければならぬと思っております。でありますけれども、地方行政事務の配分という問題は、なかなかむずかしい問題でこれが急にそう進むとは思えないのであります。できるだけ地域住民に密着した事務を、市町村、府県という順序で早く配分することが先決だと思っておりますが、それにいたしまして、いろいろいまの国の財政が硬直化しておるといふ態勢、たとえば国鉄の問題あるいは健保の問題あるいは米の問題というふうな、いろいろ赤字要因になっておる問題が未解決で来年度に持ち越しておる。あるいは公共事業、特に道路財源等も国の政策が固まらないうちに自動車重量税というものの創設ということと、いわば国の財政上の見地から税制調査会あたりでは今後の税制を考えておるようでありまして、したがって、従来私も言っておりました行政事務の配分に伴うその税制の改正という問題よりも、すでに国の立場からいわれる国の税制の再検討ということがどんどん進んでおると思うのであります。

その中において自治省では、早くから地方財政の長期の展望に立つて、どうしても地方公共団体でもってしなければならぬという事務に対応する財政問題を考えたい、固有の財源としての地方税等も充実しなければならぬという方向で進んでおられると思うのであります。私はその方向はいいと思うのであります。根本的に行政事務の配分ということに関連いたしまして、配分の基準の改正問題に關しましては、いわゆるナショナルミニマムあるいはシビルミニマムだという見地に立つての事務の配分が好ましいというふうな議論も昨年はなされたわけでありまして、その議論は議論と

して私はいいと思うのであります。とりあえず国の税制改正の方向が財源確保ということに進んでおる今日、いわゆる国民生活優先の立場からいって、一応これだけの仕事がある、このためにも将来の地方税制も考えなければならぬのだということを出しておられることは、私は非常に賛成であります。しかし、それはそれなりに市町村におきましては住民税あるいは固定資産税が中核の財源であり、府県といたしましては府県住民税と事業税というふうなものが中心をなしておると思っております。一体どういう骨組みでどういうふうな方向で地方税制を考えていくかという一つの目安を早く立てられる必要があるのではないかと。そういう目安をどこに置いてどういうふうにか、その一つの見通しですね。こまかいことはけっこうだと思ひますが、国の税制改正に關連いたしまして、地方税はこうあるべきだ、長期ビジョンで仕事のほうはいろいろ考えておられますが、それに見合う見通しですね。そういうものをひとつお聞かせ願ひたいと思ひます。

○鎌田政府委員 基本的な考え方はただいま大臣から御説明申し上げたとおりでございますが、具体的なものの中身をなすものといはしまして、私も事務段階でかなり勇敢な提案と申しますか、検討をいたしたいと思つておるわけでござい

ます。基本的には、何と申しましても都市税源の充実、そういう面に関連いたしまして、法人課税といふものをもつと地方税源の中でも多くできないか。現在交付税制度があるとは申しますものの、国と地方との所得税源の配分ぐあいといふものを見てまいりますと、最も伸長性に富むといわれまする法人税におきまして、国の六七対地方が三三という割合でございます。また個人の所得税源につきましては、国の七七に對しまして地方が二三という状況でございます。伸長性に富む税源でございます。所得課税あるいは消費課税といふもののウェイトをもつと地方税においても高めてまい

りたい、これがまず第一の基本的な考え方でございます。

第二の問題といたしましては、これも昭和四十三年の税制調査会の答申にも触れていただいておりますのでございますが、事業税におきます付加価値要素の導入という問題と積極的に取り組んでまいりたい。これにつきましては、国税におきましていわゆる消費税としての付加価値税というものを取り上げてまいりたいということを非常に強く希望いたしておられるようでございます。それとの関連の問題もござい

それから第三番目の問題といたしましては、道路財源の充実ということがやはり一番の大きな急務ではなからうか。特に市町村の道路税源、道路目的税といふものをふやしてまい

し、私も私ども現実的な提言をいたしたつもりでございましたけれども、例の自動車新税との関係で実施を見送つておりますけれども、この方向といふものはさらに進めてまいりたい。

それから最後に、シャープ税制の関係で、市町村の基本的な税に据えられました固定資産税特に土地の保有課税といふものが評価その他の関係もございまして、そのウェイトといふものを減じてまいっております。この土地の保有課税といふものをどういうふうな将来考えてまいるかというところが、固定資産税を補強しながら有力な市町村の税にするといふための有効な手段ではないだろうか。

大要大きな点はそういうところを考へておるところでございます。

○山本(弥)委員 ただいま地方税の将来の構想としての各税につきましてのお話がありました。が、おそらく国税のほうの検討といふものはすでに税制調査会で進めておられまして、あるいは付加価値税を中心とするいろいろの問題、これは国の財政を非常に打開していかなければならぬというたてまえから進めておられると思うのであります。いまお話を聞きましたと、自治省におかれても行政需要に見合う地方税といふものについて積極

的に進めていくという姿勢をもって進んでいただきたいと考えております。

そこで、税制調査会の性格なんですが、いろいろ税制調査会は、来年度予算の税制改正に関連いたしまして、長期税制という問題についての検討もされたようでありまして、例年予算編成時期になりまして、税制調査会が政府の諮問機関としてどうあるべきかということの答申をされるわけなんです。昨年のごときは、自民党の党内の政策ベースと一緒にしまして、どうも税制調査会が政治に多少追随あるいは影響を受けるというような感じがするわけでありまして、この点が一つ。

もう一つは、地方税につきましての調査もなさっておられるようでありまして、どうも国税中心で調査が進められる、それに伴っての地方税をどうするかという問題が論議されておるような印象を私も受けておるわけです。したがって、ほんとうに地方税のあり方についての検討をするということについては、税制調査会の機能といたしまして、中に部会その他ができておられるとも思いますけれども、地方公共団体の立場に立つての地方税のあるべき姿、それらを検討する部会を設けられることが必要なのか、あるいは別の機関を設けることが必要なのか、私の記憶違いかも知れませんが、地方制度調査会が、税制調査会以外に、交付税の性格その他についての論議を取りまとめ答申をしたような記憶があるわけなんです。いわば、地方制度調査会は地方公共団体の側に立つてのあるべき姿、行財政等についての答申を願える調査会ではないかというふうな感じがするわけでありまして。

そういう意味におきまして、この税制調査会のあり方といいますが、それらをもう少し、国と地方公共団体の調整といいますが、そういうことについて公正にという語弊があるかも知れませんが、適正に検討し答申を願えるような方向にいくべきではないか、こういうふうに考えておるわけでありまして、この点の御意見を承りたいと思います。

それというのも、依然として大蔵省当局あたりは、地方団体は非常に財政が好転しているんだ、国はいろいろな難問をかかえて苦しんでいるんだ、いわば国税の将来ということを考えればいいのであって、地方公共団体の財源あるいは税源については府県と市町村の調整をはかればいいんだというふうな考え方が、どうも抜け切れないのではないかと感じがするわけでありまして、そのことが端的に十九日の大蔵大臣の答弁となつてあらわれていたような感じがいたしますが、何かその点につきましてのお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○秋田国務大臣 税制調査会が国税に寄り過ぎて、また政界ベースに寄り過ぎてはいないかという御心配と、地方制度調査会等とも関連をいたしまして、これがあるべき姿を考えて、いろいろの御批判でございました。

私は、税制調査会は税制調査会として、党の税調にわずらわされることなく、独自の立場に立つべきものであり、またその見地において活躍を願っておるかと考えておりますが、また税制調査会におきましては、広く国、地方を通ずる税制につきましても御検討をされておるものと確信をいたします。これらの点につきましては、さらにわれわれの努力を要するところがあるかと存じます。現に、昭和四十三年七月発表されました税制調査会の「長期税制のあり方」についての答申におきましても、税制調査会は、「住民生活に密着した地方行政が地方団体の責任において円滑に行なわれ、住民の負担にこたえないことのできるようにするためには、地方行政の遂行に必要な財源は、できる限り住民が地方団体に對して直接負担する地方税によることが望ましい。この点からみて、地方財政についてその健全化、効率化を進める一方、地方税の充実を図る必要があると考えられる。」と申されておることに徴しましても、およそ税制調査会の意のあるところは十分察し得ると思ひます。

この点につきましては、先ほども申し上げましたとおり、今後われわれもさらに努力をいたしまして、税制調査会を通じて日本の国、地方を通ずる正しい税制のあり方が、将来、健全な正しい適切な長期見通しのもとにまた各年度の具体化がはかられるよう、さらにさらに努力をしてまいりたいと感じております。

○山本（弥）委員 税制調査会で公正に地方税を国の税制改正と同じウエイトを置いて考えていただきたいと思います。もう一度大臣のお考えを承りたいと思ひます。

○秋田国務大臣 いろいろ誤解もあり、外部からのお見方もあろうかと思いますが、元来国、地方を通じて適切な事務配分のもとに適正な税制の改善というものがはかられるべきものであり、また、税制調査会においてその観点において御審議を願っておるものと確信をいたしております。しかし、この点につきましてさらにさらにわれわれの意見を強力に反映をする努力を重ねなければならぬ、こう考えております。

○山本（弥）委員 将来の地方税を考えます際に、現在では税は国民負担を考えて一応どのくらいが妥当であるかということを考える、それを国と地方とに配分することに相ならうかと思うのでありますが、現在の税制のたてまえでは国が七割弱、地方が三割という体制になっておるわけでありまして、地方交付税が地方公共団体の固有の財源であるという考え方に立ちますと、その比率は変わってくるわけでありまして、山口議員の質問は、一応半々くらいはどうかというふうな質問をしておるわけでありまして、地方税と交付税を考えますと、大体二対一というふうな、地方公共団体全体から考えますと、税に對して交付税がその半分というふうな数字が出ておるわけでありまして、公共団体全体から考えてみますと、おそらく府県におきましては、自主財源が七割見当のところとそれから一割見当というふうな非常な開きがある。市町村におきましては、おそらく貧弱町村におきましては一割前後というところから六、七割というふうな自主財源を持つておる市もあるう

かと思ふのです。一がいには財政計画では二対一というふうなことになる、大体六割が交付税を含めて自主財源ということになっておるわけですが、交付税が自主財源でありまする限りにおいては、私は、交付税と地方税との比率ということはいくら問題にしないでいいのではありませんかというふうな感じもするわけでありまして。

ただ、今後の国税のあり方からいいますと、いわば三税というものが高度成長の関係で伸びてきておる。直接税、間接税が半々だったのが、直接税のほうのウエイトが高くなってきておるということが、場合によっては今後の交付税の額の問題にも関連を持つてくるのではないかと、かように思うのであります。

大体の見通しとして、この交付税と自主財源の比率をどうするということは、非常にむずかしい問題ではありますし、しかも地方税の普遍性からいいますと、現状におきましても、どんな税を設けても自主財源は歳入の一割にしかならぬという町村も出てくると思ふのであります。税としては普遍性を持たせたいということが必要だろうと思うのであります。それにしても交付税との関連において、先ほど局長から法人税の関係を今後地方税として強化していく、事業税の付加価値的な要素を加味していくというふうなお話がありまして、これらの税が強化されますと、いわば大都市はある程度まで交付税——いまでも交付税は大都市は少ないと思ふのでありますが、大都市から中都市にかけまして、いわゆる自主財源で行政水準を向上させるという体制ができ上がるのではないかと。それから一割くらいの自主財源を持つておる町村では、もうどうにもなりませんので、これは同じ固有財源としての交付税に依存せざるを得ないわけでありまして。

それらの判断あるいは府県の大部分が交付税に依存するというような判断から、大体目安からいって、自主財源をどういうふうな——六割の自主財源が財政計画であり、そのうちの四割が地方税に依存しておるわけでありまして、むずかしい問題

であります、一応の目安として、地方税の充実をはかるという目安からいくと、どういふふうなお考えでお進めになるうとおののか、その辺を大体目安がありましたらお聞かせ願います。

○秋田国務大臣 なかなかむずかしい問題でございます、例の税制調査会でも「地方税の総量はいかにあるべきか、地方歳入中に占める地方税の割合がどの程度のものであるべきかは、国と地方団体の分担する事務の分量等とも関連し、必ずしも一義的に決めることは困難である。」こうおっしゃっております。なかなかこの問題は一つの数値によつて、このパーセンテージが妥当であるといふふうにきめかねる性格のものであらうと思ひます。

しかし、自主財源の確立強化によりまして、増高していくまた時代の要望であります内政の充実、地方行政の健全化、充実に資し、かつそれに対応していかなければならぬわけでございます。したがっていま、その観点から地方交付税率の強化といふことは、われわれといたしまして望ましいと考えておりますけれども、この点につきましては、もちろん大蔵省とも各年問題にもなるところでございます。今後沖繩の復帰その他公害、交通行政等に対処する点から申しまして、多々ますます弁ずるわけでございます、これらの点につきまして、目安という点については必ずしも一致した見解があるわけではございません。今後あらゆる機会を通じてこれが強化に つとめてまいりたいと考えております。

なお、事務的見地から事務当局から補足説明をいたさせます。

○鎌田政府委員 若干、補足にならないかもしれませんが、技術的な点を申し上げますと、先ほど先生御指摘になりましたように、国税と地方税の現在の配分の割合は七対三でございます。これに交付税を含めると、国四八対地方五二といふことになります。結局、税と交付税の関係をどう考えるかということが基本にならうと思ひます。税をふやしても、逆に申しますと、交付税

を減らしてもこの独立税といふものをふやしていくべきだ、これがやはり基本的にはあるいは正しい考え方ではなからうかといふふうに思ひます。先ほど大臣からも御説明申し上げました、かつて昭和三十七年でありましたか、税制調査会で地方税の地方歳入に占める割合をせめて五〇％まで持っていく、こういう一つの目安をお出しになられたことがございます。そういう考え方で補助金の整理あるいは逆交付税、こういったものも含めての自主財源の強化ということに相ならうかと思ひます。

いま五〇％といふところの目安を私どもといたしましては有力な手がかりといたしておるわけでございますが、戦前におきまして昭和四年から十年、わが国が一応戦前との比較をいたします場合の基準にとつております年度で、地方税の占めておりました一番高い年度というのが四六％でございます。現在三九％、四〇％近いところまで追いつけてまいりましてございますが、あと一〇％程度のウェットといふものを高めることを当面の私どもの努力目標にいたしたいと考えておる次第でございます。

○山本(弥)委員 その際に、今後消費税の増徴の性格が強くなると思ひますが、貧弱町村におきましては住民税といふのは、どうも課税最低限を上げてまいります際には、期待が持たないような不安があるわけでありまして、そういういふ点と、いろいろいわれております普遍的な財源として、消費税だとかあるいは酒の消費税だとか、そういう問題も検討する必要があるのではないかと。たばこ消費税はかつて不況の際に創設せられまして今日に至つておるわけでございます。国との関係においても国庫納付金と半々くらいになつておるということだと思ひます。しかし、これは何も国の納付金のことにとつて、貧弱団体にしても町村等に普遍的に収入になつてまいりますので、そういうたばこか酒とか、そういう消費税についてももう少し検討

を加える必要があるのではないかと、かように考えますが、どうでございますか。

○秋田国務大臣 詳細の点につきましては事務当局から補足説明いたさせたいと思ひますが、消費税的なものを地方税の中にさらに組み入れて、そして税源の充実強化をはかるということが必要かと思ひます。たばこにつきましては、この間社会党の堀君でございましたが、予算委員会でもこれの害をもう少し明示しろといふような説もあり、これが増徴を期することは国民全体の健康その他から真剣に考える必要がある。そういう余裕があらうかどうか、問題があると思ひますが、しかし、消費税体系の改善、それから地方税への導入等につきましては十分考慮する余地があるうかと思ひます。

○山本(弥)委員 将来の税制、地方税のあり方につきましては、国税との関連におきまして受け身にならないように今後も積極的に十分御検討をお願い、地方公共団体が行政水準を向上できる財源確保に御努力をお願いしたいと要請申し上げておきます。

次に、本会議の御答弁でちよつと意見が分かれたと思ひますが、住民税の課税最低限と付加税の問題であります、大蔵大臣の答弁は、この点につきましてはむしろ積極的でありまして、どうも含みからいいますと、課税最低限については引き上げることによりましていわば住民税の現行課税あるいは付加税化といふことについてのお考えが基礎をなしておるというふうに考えるわけでありまして、もう一つは、住民税をそういう性格にすることにしまして、いわば税制の中央集権化ともいふべき体制をも考えておられるのではないかと。いふふうな感じがいたしましたわけでありまして、したがって、この件につきましては、大蔵大臣は積極的な答弁をなすつておられるわけでありまして、これに對しまして、自治大臣はむしろ消極的に、住民税の性格の点あるいは地方自治体の財源確保という見地から、責任がある答弁をなすつたように私には受け取れるわけでございます、ことに付加税化の問題につきましては、地方公共団体の

自主性の立場からいまして、これについては大蔵大臣と所見を異にするという御答弁がなされたことにつきましては、私ども非常に意を強うするわけでございます。

しかし、この課税最低限の問題は、私は所得税と住民税の性格の違いはあると思ひます。確かに所得税は応能主義に基づいておりまして、住民税は、広く地域住民が地域の行政水準を向上させることに協力する、そのことが住民自体の利益にもつながるのだといふ応益性といふものを加味しておるというので、課税最低限は必ずしも一致しなくてもいいという考え方に立つわけでありまして、それと同時に、やはり私は地方公共団体の財源確保といふ問題も確かに重要な問題だと思ひます。

あとでこの機会に数字を局長からお聞かせ願ひたいと思ひますが、課税最低限を上げましたとしても、所得税におきましては納税者はさらに百数十万はふえるのではないかと、こゝいわれておるのではありません。おそらく住民税も、これに伴つて当然納税者はふえるのではないかと。課税最低限を上げましたも納税者はふえる、かように感じますが、どの程度ふえるかといふことをお聞かせ願ひたいと思ひます。

それから、ふえますけれども、先ほどもちよつと私触れましたように、地方公共団体は非常な内容の相違がありますので、納税者が減り、あるいは住民税の増収も期待できないといふような町村があるのかどうなのか、あればどのくらい町村がそういうふうになるのかといふことを事務的にお聞かせを願ひたいと思ひます。

そこで、課税最低限の問題で、逐次という大臣の御答弁でありましたが、私は税の性格の問題よりも、この際、所得税にいたしまして、住民税にしても、非常に税が重いと感じておる住民に對しましては、生活費に課税しないといふたてまえから、やはり課税最低限は上げていかなければならぬ。現在の所得税の考え方は、やはり生活に食ひ込むような課税をしないといふことで課税最低限を考えておるのではないかと。そう考えますと、

住民税もそういう考え方は貴かなければならぬ。それからいくと、生活費には課税しないというたてまえで、課税最低限を早く現行の所得税の最低限に近づけさせるという努力が必要ではないかというふうに考えるわけですが、この点、さらに御所見をお聞かせたいと思います。

なお、付加税化につきましては、反対をしておられるので、私、この点は大臣からさらに決意をお聞かせ願えればいいのですが、私どもは絶対反対でございます。徴収費の關係からいいますと、これは付加税にしなければ徴収費がかさむという性格のものではありませんから、自治体の自主性からいいますと、やはり付加税でなくて、独立の住民税として存続しなければならぬ。

また、将来所得税と住民税との關係におきまして、ある程度まで考えを要するべきではないかという問題。所得税の場合には、ある程度まで地方税に譲りまして、住民税のほうに譲って、ある程度以上を所得税にするというふうな考え方もあり得るのではないかと。そういうふうな考えをする際には、当然付加税という考えを捨てるべきであるし、また今日問題となっておりますような所得税と住民税との關係におきましては、やはり市町村としての住民税、その次には府県としての住民税というところで、所得税と府県住民税、市町村住民税のある程度まで重複はやむを得ないにしても、相当高額所得から国税、府県税、市町村税というふうな考え方に立つて、私どもその具体的な腹案というものはまだ練っておりませんけれども、そういう考え方に立たなければならぬのじゃないか。そうすることによって初めて付加税とかあるいは課税最低限ということが問題にならない税の体系になるのではないかと、私はかように考えるわけでありませう。

それらの点につきましての御見解を承りたいと思います。

○秋田国務大臣 住民税の所得税付加税制度というものが地方自治のたてまえからも好ましくないということはかたく考えておりまして、場合によ

りましては、この点は十分大蔵省とも話し合いたいと思ひますが、大蔵当局におきましては、心理的な税の重圧感の緩和とか、あるいは徴収事務の簡素化あるいは徴収費用の節減というような、どちらかといいますと、われわれからいえば、便宜主義的な考え方から住民税の所得税に対する付加税制度、こういうものをお考えになつてゐるようでございます。この点は、今後とも適切な意見によつて大蔵、自治当局相一致した見解に立つよう努力をいたしてまいりたいと考えております。

しこうして、課税最低限の問題に關連をいたしまして、住民税と所得税との限りに關しましていろいろ御示唆に當り御提案をただいまいたしましたが、これらの点につきましても、今後われわれといへども検討をいたしてまいりたいと思ひます。

しこうして、課税最低限の引き上げをなるべく短年度のうちに、近い将来に所得税のそれに近づけるといふことは、住民の負担軽減の上から異存はございません。

ただ、理論上これらを一致せしめなければならぬことはないと、地方財政に及ぼす實際上の収入の状況という点を勘案しながら進んでまいりたい、こういうふうな思ひ次第でございます。

○鎌田政府委員 数字の点を補足申し上げます。

現行の、改正前の制度で来年推移するといひますと、住民税所得割の納税者数は約三百三十万ふえます。それがたゞいま御審議をお願いいたしております改正案の結果によりまして、三百三十万ふえるべきところが百十三万しかふえない。パーセンテージにいたしまして一二・四四五年度に對してふえるべきものが四〇％しかふえない。差し引き二百十七万人というものがこの改正によつて課税対象から落ちる、こういう数字になつております。

ちなみに団体の数でありますが、四十五年七月一日現在の私の調査によりますと、四十五年度で所得割の納税義務者が前年度に對しまして減

少いたしております市町村が全市町村の二割近くでございます。三千二百八十市町村のうち五百九十九市町村、特にその五百九十九市町村の大部分は町村でございます。五百六十三町村ということになっております。

それから課税最低限と最低生活費の關係でございますが、所得税の課税最低限というのが、公式的にいふと最低生活費というものはやや上回つたものになつておる、こういうことがいわれておるわけでございます。一つの目安をいたしまして給与所得者、夫婦子三人で生活保護基準あるいは基準生活費あるいは標準生計費、こういうものを比較いたしますと、こまかい数字の説明は省略させていただきますけれども、いずれも上回つておるという状態でございます。

なお、最後にお述べになられました所得税の中で低いところは地方税に、高いところは国税にと申しますのは、私寡聞にして知りませんが、たしかスウェーデン方式ということでスウェーデンでやられておるということを聞いたことがございませう。一つの今後の住民税のあるべき姿として私も検討いたしてまいりたいと思つております。

○山本（弥）委員 時間の關係がございまして、他の議員に譲ることにいたしまして、事業税でございますが、事業主控除を引き上げて三十六万と

いうことで事業税の軽減をはかつたのであります。が、事業税につきましては、これは納税者の立場からいいますと、所得税あるいは住民税と重複しておる課税であるというふうな印象を受けておるわけでありまして、法のたてまえからいいますと、事業を行なうという事実に対して課税をしておるのだ。その地域で事業を行なうことにつきまして地域の行政の便益に對して納税をしておるのだという性格からいくと、物税だというふうなふたにいわれておるわけでありませうけれども、現実には、一部の業種を除きましては、税のたてまえは所得課税になつておるわけでありまして、したがつて他の税と重複しておる、重複であるという印象を受けておるわけでありませう。おそらく将来

の税の体系からいいますと、事業税につきましてはどういうふうな課税方法をとるかということにつきましては、いろいろむづかしい点もありますが、当然検討すべき問題だと思ひます。しかし、現実にはそういう納税者の印象のみならず、実態であるわけでありまして、その実態にかんがみまして、ことに中小企業は、非常な今後の経済情勢の推移によりましては、金融面におきましても一番先に苦しい立場に立つ、いわば倒産がふえていくというのでも中小企業でありますけれども、その中小企業の中で特にあるいは有限会社とか株式会社にかへりかへ得ないような個人事業者の場合は、私はやはり重税だという印象をぬぐい得ないのではないかとと思ひます。

したがつて、私ども税の本質その他に關係なく、事業主控除の引き上げをもう少し思い切つてやるべきだといふ考え方に立つておるわけでありませうが、その目安を所得税の課税最低限、所得税を納めなければ個人事業者も納めないようにしてあげたいといふふうな、腰だめの考え方に立つておるわけでありませう。毎年五万とか四万といふことではなしに、せめて個人事業者に對しましては、私はもう少し英断的に事業主控除の引き上げを行なうべきではなからうか。

そして減取については、先ほど局長からお話がありましたように、昨年は一応住民税の法人割につきまして、市町村に有利なような操作がなされたわけでありませう。ことに大都市の場合等は、今後計画を進めてまいります上に、昭和五十年あたりには七千億の赤字が出るのだといふふうな数字をあげてゐるようであります。先般中山さんからも、大都市の苦衷を相當訴えておられたようでありませう。そういう法人割は大都市を中心におそらく配分になるものだと思います。そういうことで、むしろ事業税の事業主控除を引き上げ、将来性格等がはつきりしてまいらうと思ふのでありませうけれども、それまでの腰だめからいひまして、英断的な措置をとり、それらの上に、さらに私は法人割の税率を昨年に引き続きなせことしもおや

私ども検討いたしますが、やはり問題は、こうい

う国民健康保険の現在の制度の仕組み、運用のやり方というものは、しよせん保険料、保険税といふものに最後のしりがいくかあるいは一般会計に結局持ち込まれるかといふことの繰り返しになるのではないだろうか。そういう意味合いにおきまして、基本的には、現在厚生省で調査会を設けて御検討になつておられるようでございますけれども、標準保険料制度というものを設定されました、それに対する不足分というものは財源措置を講ずる、こういう仕組みが基本ではなからうかといふうに存じます。

○菅委員長　華山親義君。

○華山委員　実はこのごろ自民党のほうから聞こ

えるのに付加価値税ということが言われておるようであります。研究していらっしゃるそうですけれども、自民党のほうで言っていらっしゃる付加価値税とは、どういうふうなことを言っておられるのか、私には門外漢なものですからわかりません。しかし、付加価値税というのは、これはもう私から申し上げるまでもなく、シャウプ勧告におきまして事業税として考えられた税金。付加価値税というものはどういうふうなことに税をかけるのかというふうなことにつきましては、これはもう局長以下よく御存じのことだろうと存じます。

が、そういうふうなことで、自民党のほうでお考えになっている付加価値税というのが、国税としてお考えになっているのか、それが取引税のような形でお考えになっているのか。

いろいろなことがありますけれども、もしも付加価値税というのが、これがとれるかとなないかというふうなことは別問題といたしまして、付加価値税ということをとりますと、現在持ってい

るところの事業税の欠点というものは一ぺんに解
決する。付加価値税をとりますと、いまのように
法人と個人事業に対していろいろな区別を設ける
ということもなくなる。そしてこれが中小企
業のほうには軽くなるはずです。そういう

ふうなこともありますし、付加価値税によりますれば、労働者の多い会社、企業、また事業の大きいところ、それがもうけようともうけまいと——もうけることが多いか少ないかということによってかかるわけじゃないわけですか。それで現在、法人事業税につきまして、たとえば小さなところで、岩手県の釜石のように持っていますところ、製鉄事業がよいと岩手県の財政がよくなる、製鉄事業が悪くなると岩手県の財政が悪くなる。こういうふうな財政の安定を傷つけるようなことのない、いい特色を持つていって私は思います。これが採用されなかったことについては、私はやはり一理があると思いますけれども、そういうふうなこと。また現在農業に対してはなぜ事業税がないのか、そういうふうな問題も付加価値税ということから考えますと、解決もしやすくなるのではないかとおもうのでございます。

話が少し事務的といいますが、専門的になりますので、現在お聞きになっているとすれば、どういうふうな自民党のほうで取り扱われ、またどういうふうな事情になっているのか。これに対する事業税としての付加価値税についての評価というものを局長から伺っておきたい。

○鎌田政府委員 私、自民党でございせんので、自民党の考え方というものはちよつと申し上げられないのでございせんけれども、政府税調におきまして、付加価値税について議論というのがなされております。これは考え方の基本といたしましては、わが国の現行の直接税と間接税の割合というのは、戦前に比べても、あるいはアメリカを除きます、あるいはイギリスを除きますヨーロッパ諸国に比べまして、直接税の割合が高くなつておる、こういうことから直間比率というものをある程度変えてまいらねばならぬと山本先生からも御指摘がございましたけれども、将来的に税収を確保する、こういう面から、付加価値税——この付加価値税と申しますのは、いわゆる消費税ベースの付加価値税でございまして、フランスをはじめとしてE・C諸国でとつておる方式のようでございます。

御指摘になられましたように、同じ付加価値税と申しましても、消費税ベースの付加価値税、それから企業課税としての付加価値税——企業課税としまして、付加価値税は私どもが元祖だ、そういう気持ちを持っておるわけでございます。昭和二十五年に国会で御審議をいただきました、現行の地方税、事業税にかわるものとしての付加価値税というものでございまして、二十九年まで実施が延期されましたまづいに廃止を見た、いわばまぼろしの税ということになつておるわけでございます。私どもあのときに付加価値税を実施しておけばよかつたという感じは非常に強く持っております。税制調査会の昭和四十三年の長期答申におきまして、事業税に付加価値要素を導入すべきだ、こういう提案もあるわけでございます。これはやはり地方税といたしまして当面の大きな課題として取り組んでまいりたいという気持ちを持っておりますのでございまして、「（間接税でやりかえようとしていゝ。）」と呼ぶ者あり。

○華山委員 いまうしろのほうからお話がありまして、付加価値税というのは、いまおっしゃつたけれども、付加価値税と申すのは、いまおっしゃつたのとおり、ややもすると間接税の観念が出てくるわけですか。ところが、シャウプの勧告では御承知のとおりそういうものではない。もしも間接税になりますと、これはいろいろの意味で物価にも影響してまいりますし、同じ間接税ということばで一体どういうことを言っているのかというところをお聞きしたわけなんです。根本は、これは日本では地方税から出てきている観念なんです。それで、そういう話があったとすれば、あなた方は非常な関心をお持ちになつておる。自民党のほうで言つていられるということから、あなたのほうも自民党の考え方はどういうことなのだろうかというところで御研究になつておると思つて、私、聞いています。そのくらのことはこの党であるうとも、社会党がものを言つたつて、社会党は一体何を考へておるんだというくらいのことでは考へてもらわなければ困るのです。自民党のことだからおれは知らぬ

なんということでは私はいかぬと思う。ここで論議されたから、共産党のこととか社会党のこととかいうことではないと思う。自民党のことを言つてまことにおかしいかもしれませんが、政調会長、政調副会長以下が奥さん方までみな連れてヨーロッパに行つて、そしてこのことを研究しておいでになったのだから、相当な結論を得てこられたのだと思う。どういうことをお聞きになつたか、向こうが答えにならないければしかたがないけれども、私は関心をお持ちになるべきだと思います。

付加価値税というものは、いまあなたのおっしゃる通りに、ヨーロッパ式では、私、知りませんけれども間接税になるのです。これは物価にも影響しますし、私、たいへんなことだと思う。ことに間接税としての付加価値税ということになりますと、これは大企業がいい。中小企業は悪くなる。末端の小売店には最も多く税がかかつてくる。そしてそれが物価に影響するといふ性格を持つていゝと私は思う。そういう意味ではなしに、シャウプの言つたような付加価値税、こういふものをやると、逆の現象を生ずる。物価に転嫁することはできません。そういうことで中小企業には悪くなる。いまのような事業税のいろいろ矛盾もここで解決ができるのじゃないか。いまそうだから付加価値税ということについてとれというところは私は一がいには申しません。ただ相当の関心だけは持つていただきたい。その点どうでしょうか。私は自民党のことだから知りません。無関心では困ります。

○鎌田政府委員 非常に強烈な関心を持つておるわけでございます。ただ、御案内のとおりいま私どもがいろいろの議論として伺つておりますのは、実は政府の税制調査会、ここでもやはりアメリカとヨーロッパの付加価値税の実情調査に研究班を派遣いたしておるわけでございます。

そこで議論になつておりますところを中心にして申し上げますと、ただいま御指摘になりましたような形で売り上げ税——御存じのとおり、消費税でございまして、いわゆる累積式、そ

れから単段階税、付加価値税、この三つがあるわけでございます。その付加価値税というものを売り上げ税のいわば純化された形、最終の消費者に転嫁するという形で税といたして考へておられるわけでございますが、諸外国を見てこられた諸先生方の説によりまして、売り上げ税とか一般消費税の伝統のありますところ、付加価値税に切りかわる、そういう形で付加価値税に切りかわるということについては比較的スムーズにいける。ただ、物価が値上がりぎみのときにこれをやると、便乗値上げを誘発するおそれがある。こういったような御指摘があるようでございます。

私どもはいまだに非常に残念であつたと思つております事業課税としての付加価値税、これにつきまして、御案内のとおり、最初は控除法を採用いたしましたが、次に加算法を採用いたしたわけでございます。この控除法の形になりますと、かなりいまいわれております売り上げ税あるいは消費税としての付加価値税に共通する要素が出てくる。事実あのときにシャウプさんは、勧告の中で、取引高税の純化がされたものだという表現を使つておられたわけでございます。したがしまして、やるということになりますと、税制調査会のこの前の答申にもございまして、加算法の付加価値税というものを中心にして検討することになるうかというふうな考へております。

決して無関心と考へてございせんので、最も強烈な関心を持つてこの推移を見守りながらわれわれも検討いたしておるということは、誤解のないように強調いたしておきたいと思ひます。

○華山委員 とにかか事業税ということにつきましては、これは所得税が現在のところとはなつてゐる、それから住民税もそうだし、いろいろなこととございまして、何か所得税の付加価値税みたいなやつになつておる。それだから、こんなものは国でやつたほうがいいんじゃないかというふうな、住民税と同じようなことも出てくるようなわけですね。

七

自治大臣も、付加価値税なんて申し上げまして

○秋田国務大臣 付加価値税という議論が近來た

100

○華山委員 シヤウプの勸告につきましては、い

それで、これは税とは直接の関係がないわけで

ものは税と非常に違った体系をもってくるわけで

100

これはしかし、税ばかりじゃありません。交付

○鎌田政府委員 直接の主管ではございませんが、

御指摘のように、そのような寄付金を中心とす

○華山委員　それから、私、最近の税に関する事

1

これは税で救えるかと申しますと、私もこれを

○鎌田政府委員 先ほど四十五年度の住民税で、

する固定資産税の伸びというものがきわめて低い。こういったものがそうだったことの中心をなすものではなからうかというふうに考えます。

したがって、現在税目、税でこれを補強するということが必要です。たとえばたばこ消費税、こういったものを持っていくということになります。現在たばこ消費税の総量というものは、これは国と地方との間でほぼ半々になっておりますので、これ以上上げることは現実問題としてかなり困難があるかと思えます。したがって、当面のこれが急を救う措置といたしましては、交付税の配分におきましては、たとえば農業行政費のかさ上げと申しますか、そういうものを行なう。あるいはそういう町村でございますと、結局雇用の機会がございせんので、人口がどんどん減っていく、こういう状況にあるわけでございまして、人口急減の補正、こういったような形で当面は交付税で財源の補てん、補強ということをやっていくかざるを得ないのではなからうかというふうに考えております。

基本的には税制としてどういう形のものが考えられるか。結局、所得課税あるいは消費課税、こういったものに重点を置かざるを得ないわけでございまして、そういったものを長期的な展望で、しかも偏在正というものを考えながら考えていかざるを得ないと思えますけれども、当面火急のものとしては、交付税その他の財源で手当てをするというよりは、現実にいかにいかに思えます。

○委員長 関連質問として、中井次郎君の発言を許します。

○中井委員 地方行政委員会に久しぶりに参りまして、どうも十年ばかりこの委員会を留守にいたしておりました、途中の経過等も詳細承っておりますので、不勉強でまことに申しわけないのがあります、一点だけちょっと参考までにお尋ねいたしたい。

事実をお尋ねしたいと思うのでございまして、先ほど華山先生から御質問がありました寄付

の問題であります。寄付の問題につきましては、大体寄付金なんかもだんだん減っておりますということも承っております。あなたの御答弁のとおりであるとありますが、ただ一つ戦前から寄付を受け付けますのに、県や市町村におきましては寄付採納額などというものがございまして、せっかく寄付したいと思つて寄付に行つたら、寄付採納額を出せというようなことで、そんなばかげたことはないじゃないか。善意の寄付をなすのに寄付採納額とは何事であるかというので、ずいぶん前から私の委員会でもそんなことを主張いたしておりました記憶があります。それを思い出しました。

その制度が現在もうなくなつておるかどうか、もう自治省のほうの御指導でそういうことはやめにせよというて、全国に通知でも出されておるかどうか、これはそういうことは各市町村の自由であるからとほつておかれて、いまだにとつておられるところがあるのかどうか。その辺のところ経過をちよつと聞かせていただきたいのであります。もしまだそんなことをしている市町村が全国のどこかでもありましたら、はなはだもつてどうも民主主義の今日けしからぬことだと思ひます。その経過等を聞かしていただきたいと思ひます。もし、そういう制度がもういままはないというのならいいんけつこうなことであります。そういう制度がまだ残つていゝなら、残つていゝ何かそれはそれなりの理由があるだろうと思ひます。そういう理由等もお聞かせいただければ非常にけつこうだと思ひます。この一点だけお尋ねをいたします。

○鎌田政府委員 この寄付採納額、私ももはや民主主義の今日においておかしな表現だという感じを持っておりますが、現実には市町村においてなお採納額というものを下さしておるかどうかという点につきましては、現在、私、ここに資料の持ち合わせがございません。したがって、調査をいたしまして次回に御報告申し上げたいと思ひます。

それから、なお関連いたしまして、自治省の指導

導いたしましては、いわゆる平均的な行政水準を維持するための施設、こういったものに寄付を求める、あるいは強制割り当てに、あたりまえのことでございますけれども、類するような形で取つちやいかぬ、こういう指導は年来繰り返して行なつておるところでございます。

○中井委員 どうもいまの答弁では——そうすると、府県はもうそういうものをとつておらぬですか、ちよつとお尋ねいたします。

○鎌田政府委員 府県、市町村を含めて、調査いたしまして御報告いたします。

○中井委員 そんなものを調査する必要はない。何してゐるのだ、いまごろまで。わかつてゐるはずだ。まだあるのだね。けしからぬと思うのだ。たとえば高等学校なら高等学校を建てる。それは県立の高等学校である。そうすると、市町村に負担がかかる。付近住民の市町村に負担がかかる。で、おまえのところは五百万円出せ、おまえのところは三百万円出せ、早く出せ、早く出せと言つたから、出したのだ。それに寄付採納額を出せとは一体何事だ、それは。そんな知事がおつたら、もうその知事はばくは首にしたいと思ふ。その次の選挙ではそんな者は落としてやつたらいい。それくらい住民意識の盛り上がりは私は期待する。それは皆さんも同じだろうと思ふんだ。これは秋田大臣も御同感だろうと思ふので、私は特に声を張り上げて申し上げたのですが、もしまだ残つていゝんなら、どうぞ一刻も早くそういうことをやめてもらふ。それはいろいろ手続もありましよう。

ですから、金額五百万円だというて四百九十五万円持つてきて、あと半年貯金してくれたら五百万円になるからそれで納めてくれとか、いろいろ市町村によつてはあります。そういうことはそういうこととして別にやればいゝので、寄付採納額いとは何ごとであるか。私は実は、昔、自治体の長をしておつて、ばかばかしいことで非常に苦杯をなめたんだ。

私はもう一つついでに申し上げておくが、自治体の長が折衝するところは府県であり、中央へ来た

たら、せいぜい自治省でいいと思ふんだ。ところが、最近はどうですか。道路だつたら建設省、起債といつたら大蔵省、自治省の諸君まで、大蔵省へ行つてくださいなんて言つてゐる。何だ、そんなけちなことで。そういうことはいかぬ。私はこ

二十年そんなことで大蔵省なんかに行つたことはいりません。私は自治省の諸君には頼んだことがある。それは前にもこの席におつたときに宣言しておる。そういうようなことで自治省の權威が保てるか、諸君大いにがんばつてもらいたい。それで、そのためにおれの出身地のところが何ぼ損をしてもそんなことは知らぬ、かまわぬという度胸で、ぼくは今日までがんばつております。もちろん大蔵省にも行く、建設省にも行くが、それはそんな市町村や府県から頼まれて行つたわけじゃない。個人のことやなんかのことなら私は行きま

す。行きますけれども、いやしくもそういうときには絶対行かない。いまでもその態度でおるのです。

したがって、これは変な話に脱線しましたが、そんな寄付採納額などという封建的なものがいまだにもしあるなら即刻改めていただきたい、これを特に申し上げておきたいと思ひます。秋田さん、どうですか。

○秋田国務大臣 学校寄付の問題等につきましては、この委員会でもしばしば問題になりまして、先般も御質問がありまして、強制寄付あるいは寄付採納額でございますが、そういう点についてまだ旧来の陋習が残つておるうちに存じます。数字的見地につきましては調べたい、この局長が申し出ております。この制度、悪習のあることは事実のやうでございますので、御趣旨に従ひまして指導をしてまいりたいと思ひます。

なお、一般に自治省の權威を高めるような風習の確立につきましては、まことにありがたいおことばでございます。われわれも今後大いにそのように心がけ、指導してまいりたいと思ひます。よろしく御指導、御鞭撻をお願いいたします。

○華山委員 いま中井委員からお話のあった点

でございますが、これはシャウプ勧告に出ているんですね。シャウプさんが、一行が各地を回ったときの状況を書いておられますけれども、寄付金については自発的に出たものというところでやっているというふうに書いてある。いまでもこちらから求めたのでなくて、自発的におやりになったのだ、こういうようなことを言いますけれども、この自発的というのがくせものなんです。それで、自発的だったというこのために、いまだ中井先生がおっしゃったように、採納願なんというものをわざわざ出させるんじゃないかと思う。

寄付金のことはこれで打ち切りますが、先ほど局長のおっしゃった、なぜそういう農村地帯において税金の落ち込みがあるかという原因の中に、米作地帯等においては米の値段が上がらない、減反がある、それが一つの原因であるということ、申し上げておきたい。したがって、いわゆる反別の広い規模の農家の多い模範的な農村において税が減ってきているということが、最近顕著に出ておりますから、その点はやはり御注意になったほうがいいんじゃないか、こういうふうに申し上げておくわけであります。

それから七、八年前に、償却資産に対する税については原価主義をとっていらつしやるわけですね、これはときどきは調べたいいいじゃないかというふうなことを申し上げたのでありますけれども、そのときの御答弁では、卸売り価格が上がっておらないから帳簿価格でいいんだ、そういうふうなことであらためてまた評価をし直すということではないか、こういうことを言っておりますけれども、あの当時から見ると、卸売り価格も相当上がってきたと思うのです。私は、この償却資産につきましても、一べん再評価をすべき時期にきているんじゃないか、こういうふうに思われますが、いかがでしょうか。まだその時期ではない、それをするにはたいへんことになるのだというふうなこと、やはり帳簿価格なり原簿価格なりで続けておやりになりますか。

○鎌田政府委員 まず基本的には、前回申し上げ

ましたときに比較いたしましたして、卸売り物価指数の推移というものはほとんど差異がない、変動がないというところを事実として一つ申し上げておきたいと思ひます。

それからこの償却資産の評価につきまして、いわばかつての再評価のことをやるということにつきましては、御案内のとおり、あの終戦直後の簿価と現実の価格との乖離というものにつきましては、固定資産税の評価の面におきましても再評価をいたしたわけでございまして、それから後はいわば一種のノーマルなベースに乗りまして、取得価格から経年減価を落としていく。結果的には帳簿価格に原則としてのせるというこの制度が確立してまいってあるわけでございまして、償却資産の評価ということになりますと、ちよつとそれ以外に現在評価の方法としては考えられないのではないだろうかと思ひます。したがって、現行の評価の基準を根本的に改めるということは現在考えておりません。

○華山委員 じゃ、これで終わります。

○委員長 参考人出頭要求に関する件についておはかりいたします。

内閣提出にかかる地方税法の一部を改正する法律案及び華山親義君外五名提出にかかる地方税法の一部を改正する法律案の審査のため、参考人の出席を求め、意見を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

なお、期日、参考人の人選等につきましては、委員長に御一任を願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

次回は、公報をもつてお知らせすることとし、

本日は、これにて散会いたします。
午前十一時五十九分散会

昭和四十六年三月五日印刷

昭和四十六年三月六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

N